

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	鹿沼市 (09205)
地域名 (地域内農業集落名)	南押原(北)地区 (楡木町、南上野町、大和田町)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	294.1 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	250.2 ha
② 田の面積	154.3 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	95.9 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	6.0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	81.6 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	38.9 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	38.9 ha
(備考)遊休農地面積7.2ha(うち1号遊休農地2.4ha、2号遊休農地4.8ha) ⑤は、南押原(北)地区内で引き受ける意向のあるすべての農地面積の合計。	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・楡木町は基盤整備されていることもあり、比較的担い手への集積が図られており、農地面積の約6割が担い手による耕作が行われている。一部、遊休農地も見受けられるため、そうした農地の適切に管理することにより、農地の集積・集約を図る必要がある。

・南上野町は基盤整備されておらず、水田が沼地の状態で作付け自体が難しいところもある。

・大和田町は集積率こそ約20%と高くないが、担い手以外による耕作や地域による草刈りなども行われており、営農の面においては今のところ大きな問題は抱えていない。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・楡木町については、現状の営農を保ちつつ、遊休農地等が発生した場合には地域の担い手を中心に集積・集約化を図っていく。

・南上野町については、課題のとおり、作付けが難しい農地もあることから、農地として継続できる場所を明確にし、地域の担い手だけで難しければ他地区からの農業者受け入れも検討する。

・大和田町については、担い手のほかにも経営規模の大きい農業者も複数あることから、それらの農業者で空き農地や後継者がいない農地等について集積・集約化を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。 ・継続ができない農地を明確にする。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	27.7	%	将来の目標とする集積率 60 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手が利用する農地面積の団地数及び面積は、123箇所、平均65a(令和6年度時点) 団地数の半減及び団地面積の拡大を進める。(令和16年度)			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組	
農業委員・農地利用最適化推進委員・農地相談員と連携しつつ、担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を進める。	
(2)農地中間管理機構の活用方法	
農業経営意向調査の結果と担い手の意向の結果を踏まえ、地域全体を農地バンクに貸し付け、段階的に集約化する。その際所有者の貸付意向時期に配慮する。	
(3)基盤整備事業への取組	
・既に各地区で圃場整備が行われた。その基盤を生かしていく。 ・圃場整備により農地の大区画化のほか、農道や水路の整備を行う。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組	
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	
作業の効率化が期待できる畦畔草刈り、水管理は、市農業公社が、所有者と実施可能な者との仲介を進める。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ⑦多面的活動団体に水路等の草刈りを担ってもらう。
⑩補助事業の活用により、大型農業機械の導入やスマート農業に取り組む。